



柏市における障害者の一時保護事業について

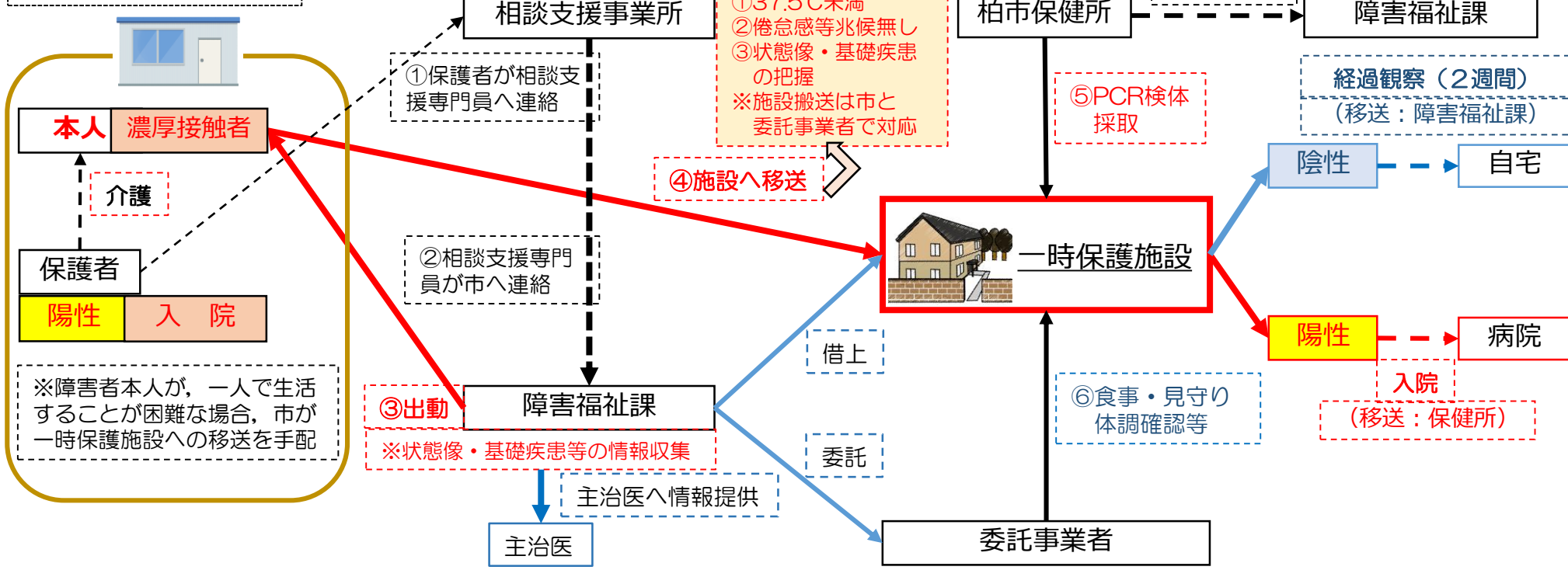
柏市自立支援協議会全体会

第3回 (R2.11.11)

その他資料

- 目的は、在宅障害者の家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した際、自宅に取り残される障害者本人の介護を一時的に市が担うもの。
- 対象は、「濃厚接触者又は感染の疑いがある、自宅での生活が困難な18歳以上65歳未満である障害者手帳所持者」に限定
- スキームは、市が社会福祉法人に委託し一時保護施設の確保及びサービス提供を行うもの。
柏市保健所と調整の上、PCR検査を行い結果が確定するまで障害者本人を預かるもの。
- PCR検査の結果が「陽性」ならば、柏市保健所の指導の下で医療機関に移送対応。「陰性」の際は自宅又は短期入所事業所へ移送できるまで一時保護施設にて預かりを継続

本事業の想定ケース



- 本事業は10月中旬から開始し12月末までを当面の事業期間とするが、状況に応じて年度末まで延長するかを検討する。
- 千葉県に対し障害者に係る医療提供体制等の整備を要望しており、今後も県と協議を進める。